

平成19年10月15日

神奈川県軽自動車協会
専務理事 岡部 隆 様

横浜市 税務課長
横須賀市 市民税課長
鎌倉市 市民税課長
逗子市 課税課長
三浦市 課税課長
葉山町 税務課長

被けん引車に関する軽自動車税の申告時における車輪数の記入案内等について（依頼）

平素から、軽自動車税業務に御協力いただき厚く御礼申し上げます。

さて、軽自動車税は、排気量や車輪数等の種類別に異なる税率が定められており、「軽自動車税申告書（報告書）」（以下「申告書」と言います。）に記載された内容をもとに各市区町村で賦課事務を行っております。

被けん引車（ボートトレーラやフルトレーラなど）は、二輪、三輪、四輪と車輪数に応じて税額が異なります。現在の申告書には車輪数の記載欄等がなく賦課事務を行ううえで支障をきたしております。

そこで、適正な課税のため、被けん引車につきましては、税申告の際に、申告者に対し申告書の備考欄へ車輪数（注）の記入をしていただけるよう、ご案内する（車輪数の記入が無い場合は聴取調査等により記入する）ことについてお願い申し上げます。

また、申告者向けのチラシ（別添）を作成いたしました。受付窓口等にご掲示ください。

何卒よろしくようお願い申し上げます。

（※注） 走行時に使用しない補助輪は車輪数に含まれませんのでご注意ください。

<参考>被けん引車にかかる軽自動車税額

・二輪のもの	……………	2, 400円
・三輪のもの	……………	3, 100円
・四輪のもの		
営業用	……………	3, 000円
自家用	……………	4, 000円

●被けん引車(ボートレーラ、フリトレーラなど) の軽自動車税の申告をされる皆さまへ●

被けん引車は、実際の車輪数によって軽自動車税額が変わります。軽自動車税申告書(報告書)の備考欄へ、実際の車輪数を記入してください。ご協力お願いいたします。

(※注①) 走行中に使用しない補助輪は車輪数に含めないでください。

<参考> 被けん引車にかかる軽自動車税の税額

※種類別に1台あたりの年税額が決まっています。

●二輪のもの	2,400円
●三輪のもの	3,100円
●四輪のもの	・営業用	3,000円
	・自家用	4,000円

●軽自動車税についてご不明な点がありましたら、下記の番号へお問い合わせください。

(軽自動車税は、主たる定置場のある市区町村で課税されます。)

横浜市役所行政運営調整局主税部税務課 電話 045-671-2253

横須賀市役所財政部市民税課 電話 046-822-9733

鎌倉市役所総務部市民税課 電話 0467-61-3921

逗子市役所総務部課税課 電話 046-873-1111(内線361~363)

三浦市役所行政管理部課税課 電話 046-882-1111(内線247)

葉山町役場税務課 電話 046-876-1111(内線253)